1 森林・林業の再生に向けた新たな取組

(「森林・林業再生プラン」の策定)

農林水産省では、平成21 (2009) 年12月に、我が国の森林・林業を再生する指針となる「森林・林業再生プラン」を策定しました。「森林・林業再生プラン」は、「10年後の木材自給率50%以上」を目指すべき姿として掲げ、森林の多面的機能の確保を図りつつ、先人たちが築き上げた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしています。「森林・林業再生プラン」は、平成22(2010)年6月に閣議決定された「新成長戦略」で、「21の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられました。森林・林業に関する施策が国家的な戦略に位置付けられることは、これまでにないことです。

(「森林・林業再生プラン」の具体的検討)

「森林・林業再生プラン」を着実に推進するため、農林水産省では、平成22(2010)年1月に、「森林・林業再生プラン推進本部」を設置しました。その下に、「森林・林業基本政策検討委員会」をはじめ、路網・作業システム、森林組合改革・林業事業体育成、人材育成、国産材の加工・流通・利用を検討する5つの検討委員会を設置して、「森林・林業再生プラン」に掲げられた課題について具体的な改革内容の検討を進めました。検討に当たっては、一般からの意見も聴取しながら、精力的に議論が進められ、平成22(2010)11月に、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」として、最終とりまとめが行われ、同本部で了承されました。

森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめの骨子

改革の方向

- 1. 森林計画制度の見直し
- 2. 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
- 3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化
- 4. 担い手となる林業事業体の育成
- 5. 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
- 6. フォレスター等の人材の育成

新成長戦略 21 の国家戦略プロジェクト PDCA サイクルによる検証 改革内容の改善

- ・ 計画的な森林施業の定着
- ・ 集約化と路網整備の進展による 低コスト作業システムの確立



持続的な森林経営の確立 国産材の安定供給体制の構築

10年後の木材自給率50%以上

森林の多面的機能の発揮、雇用創出、山村地域の活性化、低炭素社会構築への寄与

(改革の方向と内容)

「森林・林業の再生に向けた改革の姿」は、我が国では、森林資源の充実にもかかわらず、適正な施業が行われない森林が増加する状況にあることを指摘した上で、森林・林業に関する施策・制度・体制を抜本的に見直し、新たな森林・林業政策を構築するため、①適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備、②広範に低コスト作業システムを確立する条件整備、③担い手となる林業事業体や人材の育成、④国産材の効率的な加工・流通体制の整備と木材利用の拡大を段階的・有機的に進めることを提言しています。

(「森林・林業再生プラン」の実現)

農林水産省では、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を受けて、「森林・林業再生プラン」の実現に向け、 これまでの施策を抜本的に見直し、以下のような新たな取組を開始します。

・森林計画制度の見直し(第Ⅲ章60ページ)

現行の森林施業計画制度を、意欲と能力を有する者が森林経営の受託等を通じて面的なまとまりを持った計画を作成する制度に見直すことについて、検討を進めます。

・ 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備(第IV章97ページ)

平成23(2011)年度から、個々の森林施業に対して一律に支援する制度を抜本的に見直して、面的まとまりをもって計画的な森林施業を行う者に直接支援を行う「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入します。同制度では、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設を支援します。また、施業集約化の促進に必要となる施業提案書の作成や森林所有者の合意形成等の活動を支援します。

また、無秩序な伐採や造林未済地の発生を防止するための仕組みの導入について検討を進めます。

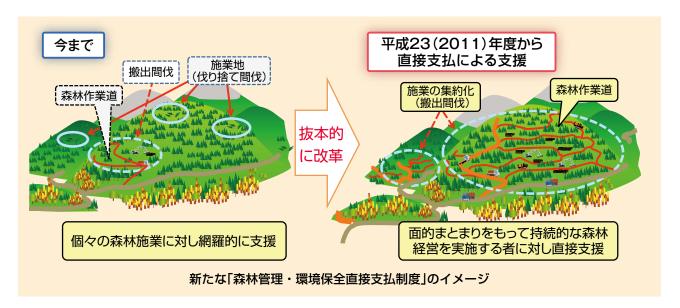
・低コスト化に向けた路網整備等の加速化(第IV章98ページ)

木材輸送や森林施業の効率化を図るため、10トン積み程度のトラックが走行する「林業専用道」と林業機械が走行する「森林作業道」の規格を設け、丈夫で簡易な路網の整備を推進します。

・フォレスター等の人材の育成(第IV章100-101ページ、第V章128ページ)

平成23(2011)年度から、地域の森林づくりの全体像を描く「フォレスター」の育成を開始します。「フォレスター」は、主に、市町村森林整備計画の作成を支援する役割を担います。また、森林施業プランナーや素材流通コーディネートを担う人材等の育成に取り組みます。

これらの取組により、平成23(2011)年度を「森林・林業再生元年」とします。



2 「東日本大震災」で森林・林業・木材産業に甚大な被害

平成23(2011)年3月11日に、三陸沖を震源として、国内観測史上最大規模となるマグニチュード9.0(暫定値)の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」が発生しました。この地震により、宮城県北部で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強等、広い範囲で強い揺れが観測されました。また、太平洋沿岸を中心に高い津波が観測され、特に東北地方の太平洋沿岸地域で大規模な津波被害が発生しました。さらに、3月12日には、長野県北部を震源とする震度6強の地震が発生するなど、その後も広範囲で数多くの地震・余震が発生しました。これらの地震・津波による被害は、未曾有の規模となり、災害の呼称は「東日本大震災」とされました。

農林水産省では、地震発生直後に「農林水産省地震災害対策本部」を設置して、農林水産業・関連産業に係る被害及び対応状況に関する情報の収集、応急用食料・水・木炭・煉炭等の調達・供給対策、被災した農林水産関係施設等の応急復旧・二次災害防止対策、海外からの支援物資等の円滑な受入れ、漁業取締船等による被害状況の把握・救助・支援物資の輸送等の災害応急対策に取り組んでおります。また、農林水産業被害に関する相談窓口を開設するとともに、被災農林漁業者に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について、関係金融機関に依頼を行いました。

今回の地震・津波による森林・林業関係の被害としては、地震による山腹崩壊・地すべり、山火事の発生や林道の損壊、および津波による海岸林・防潮堤の被災等が確認されています。また、東北地方等の太平洋沿岸地域は、我が国における木材製品の主要な供給拠点の一つとして、大規模な木材加工工場等が立地しているため、今回の地震・津波により、流出や浸水等の甚大な被害が発生しました。さらに、林野庁の出先機関においては、東北地方の太平洋沿岸部に位置する三陸北部、三陸中部、磐城の各森林管理署で建物等の被害が発生しました。

林野庁では、地震発生直後に、ヘリコプターによる現地調査、現地への担当官の派遣による被災状況の把握等を行うとともに、木炭・煉炭等の供給体制整備について関係団体への要請を行い、準備が整ったものから供給を行いました。また、被災状況の把握と木材の安定供給及び価格安定等のため、林野庁と林業・木材関係団体による連絡会議を開催しました。さらに、不通となった県道の迂回路として国有林林道を活用するとともに、関係機関と連携し、森林管理局・署職員による被災地への食料等支援物資の搬送支援などに取り組みました。

農林水産省では、引き続き、東日本大震災による災害の復旧・復興に向けて、全力で取り組みます。





ヘリコプターによる現地調査(写真は宮城県沿岸部)(左)、東北森林管理局・署職員による被災地への支援物資搬送(右)

3 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の成立

木材は、軽い割に強度が高いなど、建築材料として優れた特長があることから、住宅分野を中心に利用されてきましたが、公共建築物における木造建築物の割合(7.5%)は、建築物全体(36.1%)と比べて低い状態にあります。公共建築物は地域での展示効果やシンボル性が高いことから、公共建築物を木造で整備することは、人々が木材利用の重要さや木の良さに対する理解を深める上で、効果的と考えられます。

このような中、平成22(2010)年5月に、木造率が低く、潜在的な需要が期待できる公共建築物に重点を置いて、木材利用を促進することを目的とする「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立し、同年10月に施行されました。同法は、国が率先して公共建築物における木材利用の促進に取り組むとともに、地方公共団体や民間企業等に対しても、国の方針に即した取組を促すことにより、住宅をはじめ、幅広い分野での木材需要を拡大することをねらいとしています。

農林水産省と国土交通省では、同法の施行と併せて、同法に基づく基本方針を策定し、過去、公共建築物の非木造化を指向してきた考え方を「公共建築物については可能な限り木造化・木質化を図る」との考え方に転換することを明確に示しました。また、国が整備する低層の公共建築物については、原則として全て木造化を図るなどの目標を掲げました。

今後、両省では、関係省庁と連携しつつ、様々な支援措置を講じることにより、効果的に木材利用の拡大を促進していく方針です。これらの取組を通じて、新たな「木の文化」が生み出されることが期待されます*1。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 (農林水産大臣・国土交通大臣) 意義及び基本的方向 公共建築物における木材の利用の促進は、林業の再生や森林の適正 な整備、地球温暖化の防止等に貢献。 公共建築物は可能な限り木造化、木質化を図る考え方に転換。 国の目標 国が整備する低層の公共建築物は、原則として全て木造化。 低層、高層に関わらず、内装等の木質化、備品や消耗品としての木材 の利用を促進、暖房器具等の木質バイオマス燃料の導入に努める。 その他 関係省庁等連絡会議を設置。 木材利用促進のための支援措置の整備 予算による支援 法律による措置 木造技術基準の整備 ○木法律の制定を受けて 品質・性能の確かな木材製 ○公共建築物に演した木材 を供給するための「木材 官庁営繕基準について 品を供給するための木材加 製造高度化計画」の農林 木造建築物に係る技術基 工施設等の整備への支援 水産大臣認定を受けた 準を整備 設計上の工夫や効率的な木 企業等に対し、林業・木材 産業改善資金の特例等 ○整備後は地方公共団体 材調達を通じた木造公共建 へ積極的に周知 築物の整備への支援 を措置



平成21(2009)年9月に、国立大学法人東京大学が建築した 教職員の福利厚生・教育研究支援施設「向ヶ丘ファカルティハウス」。プレカット加工した一般流通材を用いて、在来工法により建築。



平成22(2010)年7月に、岡山県 まの 市で建築された特別養護老人ホーム。国内最大級の在来工法による木造耐火建築物で、地域材を多用。

公共建築物等における木材利用の促進スキーム

4 生物多様性に関する新たな世界目標・ルールの採択

平成22(2010)年10月18日から29日にかけて、愛知県名古屋市において、「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催されました。

「生物多様性条約」は、(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする国際条約で、1992年に採択され、2010年6月現在、192か国とEUが締結しています。我が国は、1993年に同条約を締結しています。

今回の会議では、今後10年間、生物多様性条約を効果的に実施するための世界目標となる「戦略計画 2011 - 2020 (愛知目標)」や遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関する「名古屋議定書」が採択されました。

「戦略計画2011 - 2020」は、長期目標として、「自然と共生する世界」を、短期目標として、「生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げた上で、2020年までに、陸域・内陸水域17%、沿岸域・海域10%を保護地域の設定等により保全すること、森林を含む自然生息地の損失の速度を少なくとも半減させること等の20の個別目標を設定しました。また、「名古屋議定書」では、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際ルールが採択されました。

農林水産省と独立行政法人森林総合研究所では、COP10のサイドイベントとして、シンポジウム「森林で生物多様性を守る~日本から世界へ~」を開催しました。同イベントでは、我が国の木の文化や森林における生物多様性の保全に向けた取組状況等について報告が行われました。

また、COP10の開催期間に併せて、「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」も開催され、途上国における森林の減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)に関する活動実績の検証や今後の活動について議論が行われました。

「戦略計画 2011 - 2020 (愛知目標)」の概要 (森林関係)

(主な目標)

2020年までに、

- 森林を含む自然生息地の損失速度を少なくとも半減。
- 生物多様性の保全を確保するよう、農林水産業が行われる地域を持続的に管理。
- 少なくとも陸域・内陸水域の17%、沿岸域・海域の10%を保護地域等により保全。
- 劣化した生態系の 15%以上の回復等により、気候変動の緩和・適応と砂漠化対処に貢献。





COP10の会場(左)とシンポジウム「森林で生物多様性を守る」(右)の模様

5 2011国際森林年

平成23(2011)年は、国連総会の決議に基づく「国際森林年(International Year of Forests 2011)」です。「国際森林年」は、世界中の森林の持続可能な経営・保全の重要性に対する人々の認識を高めることを目的に定められたもので、国連加盟各国では、国内委員会を設置した上で、国際森林年に関連した活動を行うこととしています。今回の国際森林年のテーマは「人々のための森林(Forests for People)」です。なお、前回の国際森林年は、昭和60(1985)年でした。

国際森林年は、平成23(2011)年2月に、米国で開催された「国連森林フォーラム(UNFF)第9回会合」で公式に立ち上げられました。今後、我が国では、国内委員会を中心として、関連シンポジウム・講演会の開催、新聞やテレビ等を通じた広報活動、国際森林映画祭への参加等を通じて、国際森林年に関連する積極的な活動を展開することとしています。





「国際森林年国内委員会」(左)と「ブリッジング・セレモニー」(右)の模様

国際森林年のロゴマーク

国際森林年のロゴマークは、テーマ「人々のための森林(Forests for People)」を伝えるもので、世界の森林の持続可能な経営、保全等における人間の中心的役割をたたえるものです。人類の生存には、人々の居住環境や食料・水等の供給、生物多様性保全、気候変動緩和といった森林の多面的機能が欠かせないものであることを訴えるデザインとなっています。



6 林業・木材産業関係者が天皇杯等を受賞

林業・木材産業の活性化に向けて、全国で様々な先進的な取組がみられます。このうち、その内容が優れており、広く社会の賞賛に値するものについては、毎年、秋に開催される「農林水産祭」において、天皇杯等三賞が授与されています。ここでは、平成22(2010)年度の天皇杯等受賞者(林産部門)を紹介します。

天皇杯 出品財:産物(木材)

きょうわもく ざい ちがわいろおき おかいろおき (協和木材株式会社(代表:佐川広興氏)福島県東白川郡塙町

協和木材は、国内有数の国産材専門製材工場を有しており、奥久慈八溝地域の豊富な森林資源を背景に、地域材を安定的に供給しています。平成21(2009)年度における同社の原木消費量は約14万m³で、国内最大級となっています。同社では、高度な製造管理により、製材品の加工を行っており、全国各地から高い評価



を受けています。また、JAS製材品の普及推進に先導的な役割を果たすとともに、人工乾燥材の大量供給を求めるハウスメーカーや材色に優れた天然乾燥材を求める中小工務店などに対して、ニーズに応じた製品の供給を行っています。

内閣総理大臣賞 出品財:技術・ほ場(苗ほ)

大森 三男 氏 茨城県郡珂市

大森氏は、高校卒業と同時に家業の苗木生産に従事し、以後45年にわたり専業で苗木生産に取り組んできました。大森氏は、品種系統の明確な種子を用いて、苗畑に必要事項を明記した標識を設置するなど、苗畑の適切な管理・経営を行っています。また、根切機を独自に改良するなど、機械・器具等の改良と創意工夫に



より、苗木生産技術の向上に努力しています。さらに、平成21(2009)年度には、茨城県と協同で少花粉スギの苗木生産の実証実験を行い、少花粉スギの育苗管理技術を確立しました。

日本農林漁業振興会会長賞 出品財:経営(林業)

増田清氏愛媛県西予市

増田氏は、第三セクター林業事業体「株式会社エフシー」の取締役として、また、西予市林業研究グループの会長として、地域林業の振興に貢献しています。約200haの自己所有林では、林内路網(路網密度280m/ha)を整備して、高性能林業機械を活用した搬出間伐を中心に、低コストで持続的な林業経営を行っていま



す。また、「株式会社エフシー」において、高性能林業機械と高密路網による集約施業に取り組むとともに、森林GISを活用した森林情報のデータベース化を進めています。さらに、自己所有林を若手林業技術者向けの技術フィールドとして提供するなど、地域林業の担い手育成において中心的役割を果たしています。